



植栽工事における割増積算について

技術基準の種類: 積算

通知日: 昭和56年6月1日

建設省会発第532号
昭和56年6月1日

鳥取県知事殿

建設大臣官房会計課長

植栽工事における割増積算について

植栽工事完了後の新植樹木等の枯損については、公共工事標準請負契約約款第37号（かし担保）又は設計図書定めにより請負者が新植樹木等の植替えを行うものとしているが、新植樹木等の枯損は、通常の技術を持ってしても不可避の場合がある。このため、建設省所管補助事業（建設省住宅局において主管する補助金等に係るものを除く。）に係る植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用（以下「植栽割増」という。）を積算し、植替え工事の円滑を期することとしたので遺憾のないよう措置されたく通知する。

なお、都道府県においては、貴管下関係市町村（指定市を除く）にも周知されるようお願いする。

記

1. 対象とする工事

植栽割増の対象とする工事は、樹木又は地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類等の永年性植物、）（以下「樹木等」という。）に係る植栽工事（他の工事に植栽工事を含める場合を含む。）で、設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられているものとする。ただし、移植工事（植物材料の支給による工事を含む。）及び根廻工事については、植栽割増の対象から除くものとする。

2. 積算方法

植栽割増の積算は、植栽に係る単価の設定に当って、植栽材料（樹木、芝生等の地被植物、支柱、土壌改良剤、目土、雑品等）の材料費及び労務費（床堀、植付、小運搬、支柱立込み、敷均し、目土散布等に要する労務費）について0.5%の割増を見込むものとし、当該単価で積算するものとする。

3. 植替えの対象とする樹木等

植栽割増を見込んだ樹木等が工事完了引渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

